

令和8年3月31日

ベースアップ評価料届出医療機関 御中

奈良県医師会

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業における
診療所等賃上げ支援事業について

今般、医療機関等における賃上げに対する支援事業につきましては、会員医療機関へのご周知が大変遅くなりご迷惑をおかけしております。誠に申し訳ございません。

昨日（3月30日）付け通知により、3月31日中に支給ができない場合の善後策について、現在、奈良県地域医療連携課と協議中であり、まとめ次第、至急にご案内申しあげる旨ご案内申し上げておりました。

本日、奈良県地域医療連携課より厚生労働省へ問い合わせた内容として、以下のとおり回答を得た旨の情報をいただきましたので、さしあたって昨日のFAXの続報として、ご連絡申し上げます。診療所等賃上げ支援事業の概要につきましては、改めてわかりやすくまとめたものをFAXおよび郵送にてご案内をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

令和7年12月～令和8年3月までの一時金は、原則3月までに支払うことになっている。ただし、3月分の支払が就業規則で翌月となっていれば、3月の給与と一緒に一時金を翌月支払うことや、就業規則がない場合や、就業規則があってもその改正が間に合わない場合、3月中に一時金の支払を決定し（そのことが分かる書類を備えていただく）、支払自体は間に合わないので、翌月に支払うことは可能。

※ 上記の「そのことが分かる書類」のひな形を別紙のとおり作成しておりますので、必要に応じてご活用ください。

※ 日本医師会作成の参考資料（R8.2.27）を、上記の見解を盛り込み、奈良県医師会事務局において一部改変して作成しておりますので、ご参照ください。

以上のひな形及び資料は下記ホームページに掲載しております。

※奈良県医師会ホームページ

https://nara.med.or.jp/shien_beseup/



奈良県医師会事務局お問い合わせ先

TEL **0744-22-8502** FAX **0744-23-7796**

県医師会担当者：医療第Ⅰ課 花坂・村嶋・藤村